

令和5年12月19日

令和5年第4回奥多摩町議会定例会会議録

令和5年12月19日 開会

令和5年12月22日 閉会

西多摩郡奥多摩町議会事務局

## 令和5年第4回奥多摩町議会定例会 会議録

1 令和5年12月19日午前10時00分、第4回奥多摩町議会定例会が奥多摩町議会議場に招集された。

2 出席議員は次のとおりである。

|      |        |     |        |     |        |
|------|--------|-----|--------|-----|--------|
| 第1番  | 榎戸 雄一君 | 第2番 | 伊藤 英人君 | 第3番 | 森田 紀子君 |
| 第4番  | 相田恵美子君 | 第5番 | 大澤由香里君 | 第6番 | 澤本 幹男君 |
| 第7番  | 小峰 陽一君 | 第8番 | 宮野 亨君  | 第9番 | 高橋 邦男君 |
| 第10番 | 原島 幸次君 |     |        |     |        |

3 欠席議員は次のとおりである。

なし

4 会議事件は次のとおりである。

別紙本日の『議事日程表』のとおり

5 職務のため出席した者は次のとおりである。

議会事務局長 新島 和貴君 議会係長 小峰 典子君

6 地方自治法第121条の規定による出席説明員は、次のとおりである。

|             |        |             |        |
|-------------|--------|-------------|--------|
| 町 長         | 師岡 伸公君 | 副 町 長       | 井上 永一君 |
| 教 育 長       | 野崎喜久美君 | 企 画 財 政 課 長 | 山宮 忠仁君 |
| 若者定住推進課長    | 須崎 洋司君 | 総 務 課 長     | 天野 成浩君 |
| 住 民 課 長     | 加藤 芳幸君 | 福 祉 保 健 課 長 | 大串 清文君 |
| 観 光 産 業 課 長 | 杉山 直也君 | 環 境 整 備 課 長 | 坂村 孝成君 |
| 環 境 担 当 主 幹 | 原島 保君  | 会 計 管 理 者   | 坂本 秀一君 |
| 教 育 課 長     | 清水 俊雄君 | 病 院 事 務 長   | 岡野 敏行君 |

# 令和5年第4回奥多摩町議会定例会議事日程 [第1号]

令和5年12月19日(火)

午前10時00分 開会・開議

会 期 令和5年12月19日～12月22日(4日間)

| 日程 | 議案番号   | 議 案 名  | 結 果                       |
|----|--------|--|---------------------------|
| 1  | —      | 議長定例町議会開会・開議宣告   | —                         |
| 2  | —      | <p style="text-align: right;">3番 森田 紀子 議員</p> 会議録署名議員の指名<br><p style="text-align: right;">4番 相田 恵美子 議員</p> |                           |
| 3  | —      | 会期の決定について  | 決定                        |
| 4  | —      | 議会関係諸報告  | —                         |
| 5  | —      | 町長あいさつ   | —                         |
| 6  | 議案第59号 | 奥多摩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例  | 原案可決                      |
| 7  | 議案第60号 | 奥多摩町営住宅使用条例の一部を改正する条例  | 原案可決                      |
| 8  | 議案第61号 | 財産(土地)の取得について  | 原案可決                      |
| 9  | 議案第62号 | 奥多摩町監査委員の選任の同意を求めることについて   | 原案同意                      |
| 10 | —      | 陳情の受付について  | 陳情第 7号<br>総務文教常任<br>委員会付託 |

(午前11時28分散会)

午前 10 時 00 分開会・開議

○議長（小峰 陽一君） これより令和 5 年第 4 回奥多摩町議会定例会を開会します。

直ちに、本日の会議を開きます。

日程第 2 会議録署名議員の指名を議題とします。

本件につきましては、会議規則第 122 条の規定により議長において指名をします。

本定例会の会議録署名議員に、

3 番 森田紀子議員、

4 番 相田恵美子議員、

を指名します。

次に、日程第 3 会期の決定についてを議題とします。

本件につきましては、去る 12 月 11 日、議会運営委員会が開かれ、本定例会の運営について協議が行われておりますので、その結果を議会運営委員会委員長、宮野亨議員よりご報告をお願いします。宮野亨議員。

〔議会運営委員長 宮野 亨君 登壇〕

○議会運営委員長（宮野 亨君） おはようございます。これから 4 年間よろしくお願ひ申し上げます。

では、令和 5 年第 4 回奥多摩町議会定例会の運営について、去る 12 月 11 日、議会運営委員会を開催しましたので、その協議結果を報告します。

はじめに、本定例会の会期であります、本日から 12 月 22 日までの 4 日間とすることに決定いたしました。

次に、会期中の諸日程であります、会議予定表をご覧ください。

まず、上程された議案等は、全 7 件であります。本日及び明日 12 月 20 日の 2 日間で審議いたします。

次に、本定例会に対しての請願書及び陳情書の受付は、陳情が 1 件と報告されましたので、12 月 19 日の本会議第 1 日目終了後に総務文教常任委員会を開催し、審査を願います。

なお、審査が行われた陳情の採決は、本会議 2 日目の 12 月 20 日に行います。

次に、12 月 22 日は本会議 3 日目、本定例会の最終日ではありますが、一般質問を行い、閉会する予定であります。

一般質問の通告者は 9 名で、通告順に行いますが、簡潔な質問、応答をされるよう、ご協力をお願いいたします。

次に、議案等の取扱いについて申し上げます。提出案件一覧表及び上程別・採決別一覧

表をご覧ください。

はじめに、議案第 59 号から議案第 60 号までの条例の一部改正条例 2 議案につきましては、それぞれ単独上程の即決と決定しております。

次に、議案第 61 号につきましては、単独上程の即決と決定しております。

次の議案第 62 号 奥多摩町監査委員の選任の同意を求めることについてにつきましては、単独上程の即決と決定しております。

本日の審議はこれをもって終了し、補正予算については、本会議 2 日目、12 月 20 日に再開し、審議することと決定しております。

本会議 2 日目は、議案第 63 号から議案第 65 号までの令和 5 年度の一般会計をはじめとする特別会計 3 議案について一括上程とし、採決はそれぞれ即決と決定しております。

説明は、はじめに副町長から全議案について総括説明をいただいた後、各課長より議案ごとに所管の説明を求めます。全議案説明終了後、議案ごとに質疑と採決を行うことと決定しております。

以上が上程別・採決別取扱いを含めた議会運営委員会の協議結果であります。

本定例会の運営が効率的かつ円滑に進行しますよう、議員各位のご協力をお願い申し上げます、議会運営委員会の委員長報告といたします。

○議長（小峰 陽一君） 以上で、議会運営委員会委員長の報告は終わりました。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から 12 月 22 日までの 4 日間とし、議案の上程別及び採決別についても併せて委員長の報告のとおり決定したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から 12 月 22 日までの 4 日間とすることに決定しました。

なお、本定例会の会議日程につきましては、配布しております会議予定表のとおり進めたいと思います。ご協力のほどよろしく願いいたします。

また、本日の日程は配布のとおりであります。

次に、日程第 4 議会関係諸報告であります。議会関係の諸報告及び監査委員の例月出納検査報告については、配布のとおりであります。

次に、本定例会の開会に当たり町長より挨拶があります。師岡伸公町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 本日、令和 5 年第 4 回奥多摩町議会定例会を招集させていただ

きました。開会に当たり一言ご挨拶を申し上げます。

はじめに、去る 11 月 12 日に執行されました奥多摩町議会議員選挙により、住民の負託を受け、当選されました 10 名の議員の皆様には、選挙後初めての定例会となります。

また、12 月 1 日の令和 5 年第 2 回奥多摩町議会臨時会におきまして、議長、副議長をはじめ、各常任委員会及び議会運営委員会の正副委員長並びに各委員の構成が決定されました。

これまで議長を務められました高橋議員、副議長を務められました小峰議員におかれましては、町議会を代表し、国、東京都への要望や町議会の運営等にご尽力を賜り、厚く感謝を申し上げますの次第であります。

また、新たに就任されました小峰議長、澤本副議長におかれましては、少子高齢化をはじめ、現在、町が抱えている様々な課題や実情をご賢察いただき、議会と町が車の両輪となって課題の解決に向かっていけるよう、引き続き町政のご指導、ご協力をお願い申し上げます。

次に、庁舎建設整備事業では、今定例会に議案として上程し、ご審議をいただく建設用地の取得につきまして、ここで土地収用法による事業認定を取得いたしました。今後、租税特別措置法による譲渡所得等における課税の特例適用を受けるため、立川税務署との協議を経て、物件補償契約を含め、土地売買契約手続を進めることとなります。

また、アクセス通路の整備検討につきましては、昨年の庁舎建設委員会での活発な議論や同委員会からの答申に基づき、これまでも関係機関と協議を進めてまいりましたが、J R 関連といたしましては、去る 11 月 9 日に J R 八王子支社を訪問し、内田支社長との面会の中で方策や実現性について確認をしてまいりました。引き続き課題の解決に繋がるよう、様々な観点から協議を重ねてまいります。

一方、現在設計作業を進めておりますが、年明けにも若手職員等で構成する新庁舎における職場環境検討委員会を開催し、設計図面等への意見を聴取し、以後、住民皆様や議員皆様をはじめ、様々なステークホルダーの方々にもご覧いただき、ご意見を伺う機会を設けてまいりますので、ご理解並びにご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

次に、令和 7 年度からスタートいたします第 6 期長期総合計画の策定に向けた取組では、若手職員等の育成及び住民等から意見をいただくため、10 月に長期総合計画策定に係る若手職員ワーキンググループを設置し、メンバー 10 名で、現在までに 2 回の作業部会を開催するとともに、若手職員の育成に資するよう、研修の要素も取り入れながら進めております。

また、年明けには、このワーキンググループメンバーが多摩大学総合研究所の指導及び協力のもと、第5期長期総合計画の総括や今後のまちづくりの方向性について話し合う住民ワークショップを開催する予定であります。

いずれにいたしましても次期長期総合計画の策定に当たっては、多様なステークホルダーからの意見聴取を行うとともに、検討プロセスの情報発信に努めてまいりますので、議員皆様には引き続きご理解、ご協力をお願い申し上げます。

次に、今定例会に提案いたします議案等につきましてご説明申し上げます。

議案第59号 奥多摩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、産前産後期間における国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額の所得割及び均等割額の減額について規定を整備するものであります。

議案第60号 奥多摩町営住宅使用条例の一部を改正する条例につきましては、梅沢地内の中古住宅について町で整備し、町営若者住宅として活用するため、所在地及び使用料の規定を整備するものです。

議案第61号 財産（土地）の取得については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、庁舎建設用地に係る財産の取得について議会の議決をいただくものであります。

議案第62号 奥多摩町監査委員の選任の同意を求めることについては、議員からの選任でありました監査委員、澤本幹男氏が令和5年11月30日をもって任期満了となったことから、その後任として高橋邦男氏を選任することについて議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第63号から議案第65号につきましては、現在執行しております令和5年度奥多摩町一般会計、特別会計及び企業会計の補正予算案となります。

以上、条例の一部改正2件、財産の取得1件、委員の選任の同意を求める案件が1件、補正予算案3件の計7件であります。これら議案の具体的な内容につきましては、副町長をはじめ、所管の課長から説明させていただきますが、いずれの議案につきましても町の事務事業を執行していく上で必要不可欠でありますので、ご審議をいただき、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、町ではJR東日本及び青梅市とともに連携し、青梅線「東京アドベンチャーライン」を盛り上げておりますが、年明けの1月12日から約1か月間、氷川小学校、古里小学校及び青梅線沿線の小学校に通う子どもたちが描いた作品が列車内に展示され、運行

をいたします。これは、マイレール意識醸成の一環として「青梅線は私たちの鉄道」と題し、子どもたちの絵画 335 作品が車内を彩るものであります。町民皆様、議員皆様にはぜひ子どもたちの力作をご覧ください、「東京アドベンチャーライン」を一緒に盛り上げていただきますようお願い申し上げます。

町といたしましても引き続き JR 東日本及び青梅市と連携して、地域住民の皆様や観光客に愛される路線になるよう「東京アドベンチャーライン」の魅力を発信してまいります。

また、今年度も奥多摩町観光客誘致宿泊補助事業により、奥多摩町の新たな魅力発見など、冬場の観光に資する奥多摩冬の宿泊割引キャンペーンを実施しております。町といたしましても新しい滞在型観光の創出や地域の活性化に向け、引き続き関係機関と連携を図ってまいりますので、議員皆様にもご理解並びにご協力を賜りますようお願い申し上げます。

重ねて少子高齢化対策や移住定住対策、また、災害対策や財源対策など、町が抱えている事情を十分にご理解いただき、町政の進展のため、建設的なご議論、ご審議を賜りますようお願いを申し上げまして、令和 5 年第 4 回奥多摩町議会定例会のご挨拶といたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（小峰 陽一君） これより議案審議に入ります。

日程第 6 議案第 59 号 奥多摩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。住民課長。

〔住民課長 加藤 芳幸君 登壇〕

○住民課長（加藤 芳幸君） それでは、議案第 59 号 奥多摩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして提案のご説明をいたします。タブレット 1 ページをご覧ください。

理由でございますが、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の公布に伴い、規定を整備する必要があることから、議会の議決を求めるものでございます。

条例改め文もございますが、新旧対照表にてご説明申し上げます。4 ページの新旧対照表をお開きください。

今回の改正につきましては、子育て世帯の負担軽減及び次世代育成支援等の観点から、国保制度において出産する被保険者に係る産前産後期間相当分の基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の均等割額及び所得割額を免除するものでござい

す。

はじめに、第 20 条国民健康保険税の減額では、第 2 項の次に第 3 項を加えるもので、産前産後期間の保険税の減額について規定し、第 1 号及び第 2 号は、基礎課税額について、第 3 号及び第 4 号は、後期高齢者支援金等課税額について、次のページの第 5 号及び第 6 号は、介護納付金課税額について、それぞれの所得割額及び均等割額から産前産後期間相当分の算出について規定するものでございます。

次の、第 20 条の 3 出産被保険者に係る届出では、第 1 項から第 3 項まで、国民健康保険の出産被保険者が世帯に属する場合に、国民健康保険税の納税義務者が行う手続、必要書類及び期日について規定するものでございます。

次の第 4 項では、次のページにかけまして、第 1 項に掲げる事項及び第 2 項に掲げる書類において必要事項を確認することができる場合は、届出を省略させることができることを規定するもので、この場合、職権で免除を行うことができることとするものです。

次の第 22 条第 2 項、下線部分につきましては、法改正に伴い、所要の文言整理を行うものです。

次に、附則といたしまして、第 1 項では、施行期日を令和 6 年 1 月 1 日からとし、第 2 項適用区分としまして、改正後の奥多摩町国民健康保険税条例の規定は、令和 5 年度分の国民健康保険税のうち、令和 6 年 1 月以降の期間に係るもの及び令和 6 年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 5 年度分の国民健康保険税のうち、令和 5 年 12 月以前の期間に係るもの及び令和 4 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によると経過措置を設けるものでございます。

また、制度の概要版をお配りしておりますので、そちらを簡単に説明させていただきます。お手元に配布の資料をご覧ください。

上から 2 つ目の括弧ですが、軽減内容となっております、対象者は、妊娠 85 日、4 か月以上の国保加入被保険者となります。

産前産後期間につきましては、出産予定月の前月から 2 か月後までの 4 か月間となります。ただし、多胎妊娠の場合は、予定日の 3 か月前から 2 か月後までの 6 か月間となります。

財政負担につきましては、国が 2 分の 1、都が 4 分の 1、町 4 分の 1 となります。ちなみに本年度につきましては、今のところ奥多摩町では対象者はおりませんが、今後の転入及び国保加入等で対象者が出てくる可能性はございます。

最後に、一番下の表をご覧ください。法施行が 6 年 1 月 1 日でございますので、1 月分

以降の保険税が対象となります。したがって、表に記載のとおり、令和5年11月に出生した方は、1か月分のみ免除対象、以降12月出生、令和6年1月出生と対象月が一月ずつ増え、2月出生予定者から産前産後期間の4か月分満額免除されることとなります。

以上で、議案第59号の説明を終わります。ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小峰 陽一君） 以上で、説明は終わりました。

これより只今上程の議案第59号の質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第59号の質疑を終結します。

只今上程の議案第59号について討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） 異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第6 議案第59号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小峰 陽一君） 起立多数であります。よって、議案第59号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第7 議案第60号 奥多摩町町営住宅使用条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。若者定住推進課長。

〔若者定住推進課長 須崎 洋司君 登壇〕

○若者定住推進課長（須崎 洋司君） 議案第60号 奥多摩町町営住宅使用条例の一部を改正する条例につきまして提案のご説明をいたします。タブレット1ページをご覧ください。

理由でございますが、町が整備する住宅を町営若者住宅として活用するため、規定を整備する必要があるためでございます。

本件は、令和4年度に寄付を受けた梅沢地内の中古物件を改修したものです。

条例改め文もございますが、新旧対照表にてご説明申し上げます。3ページの新旧対照表をご覧ください。

下線の部分を改正するものです。第2条名称、位置及び戸数に「若者住宅（梅沢）」を追加し、「別表第1」を「別表第1（第6条関係）」に改め、「別表第2」を「別表第2

(第 10 条関係)」に改め、4 ページをご覧ください。「別表第 2」に「若者住宅(梅沢)」を追加し、使用料を 3 万 3,000 円と規定するものです。

なお、ただし書として、条例第 6 条の 2 の規定により、入居期間を延長する場合は 6 万 6,000 円を追加し、「別表第 3」を「別表第 3 (第 24 条関係)」に改め、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で、議案第 60 号の説明を終わります。ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(小峰 陽一君) 以上で、説明は終わりました。

これより只今上程の議案第 60 号の質疑を行います。質疑はありますか。相田議員。

○4 番(相田恵美子君) 4 番、相田です。

梅沢に若者住宅ができるということで、地元の人たちも大変喜んでおります。本当に私の自宅の近所でありまして、この間、ずっと工事の流れも見させていただきましたけれども、工期が約 2 か月延びたという事情もありまして、9 月の補正予算でも高額な補正がされていたかと思えます。工事にかかった経費は、総額がどれぐらいかかったかお伺いしたいと思えます。お願いいたします。

○議長(小峰 陽一君) 若者定住推進課長。

○若者定住推進課長(須崎 洋司君) 4 番、相田議員さんのご質問にお答えいたします。

工事費の総額というご質問でございますけれども、工事費の合計といたしましては、1,695 万 8,095 円でございます。

以上でございます。

○議長(小峰 陽一君) ほかに質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小峰 陽一君) 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 60 号の質疑を終結します。

次に、只今上程の議案第 60 号について討論を省略し、採決したいと思えますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小峰 陽一君) 異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 7 議案第 60 号について原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(小峰 陽一君) 起立多数であります。よって、議案第 60 号については、原案の

とおり可決しました。

次に、日程第 8 議案第 61 号 財産（土地）の取得についてを議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

〔企画財政課長 山宮 忠仁君 登壇〕

○企画財政課長（山宮 忠仁君） それでは、議案第 61 号 財産（土地）の取得についてご説明させていただきます。

提案の理由でございますが、次のとおり財産（土地）を取得するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は財産の処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求めようとするものでございます。

1 取得の目的は、奥多摩町役場新庁舎の建設用地でございます。

2 取得する財産の内容でございますが、

（1）種別は、土地でございます。

（2）所在は、東京都西多摩郡奥多摩町氷川字大氷川 200 番 6 外 5 筆でございます。

（3）地目は、鉄道用地及び宅地でございます。

（4）面積は、実測値で 5,458.88 ㎡でございます。

3、取得の金額は、8,897 万 9,744 円でございます。

4、取得の相手方は、東京都立川市曙町 1 丁目 18 番 2 号、奥多摩工業株式会社代表取締役社長山下一夫氏並びに東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎 458 番地 28、小峰宏樹氏でございます。

議案書の次のページをご覧ください。別紙といたしまして、取得する財産の詳細、スケジュール及び位置図を添付してございます。

はじめに、1 の取得する財産の内容及び相手方で、（1）奥多摩工業株式会社の内容につきましては、所在が氷川字大氷川 200 番 6 外 2 筆の計 3 筆で、地目は鉄道用地であり、3 筆の合計面積は 5183.97 ㎡で、金額は 8,449 万 8,711 円となります。

なお、米印にも記載してございますが、①の氷川字大氷川 200 番 6、1 筆の全体面積は 8,860.42 ㎡でございますが、町が取得しようとする 5,089.56 ㎡の面積は、新庁舎の建設用地として必要な面積を分筆して取得することによるものです。

次に、（2）小峰宏樹氏の内容につきましては、所在が氷川字大氷川 223 番 1 外 2 筆の計 3 筆で、地目は宅地であり、3 筆の合計面積は 274.91 ㎡で、金額は 448 万 1,033 円となります。

また、それぞれの表の下側に記載してございますが、土地の取得価格につきましては、

鑑定評価を行った上での金額としており、1㎡当たりの土地鑑定評価額は1万6,300円となっております。

次の2の取得面積及び金額（合計）の表につきましては、取得する相手方、それぞれの合計を改めて整理したものです。なお、新庁舎の建設事業に伴い、土地を提供していただく地権者の皆様方には改めて心よりお礼を申し上げる次第でございます。

次に、3のスケジュールでございますが、こちらは当該建設用地の収用に関する主立った内容を記載してございますが、直近の12月15日には土地収用法に係る事業認定を東京都からいただいたところであり、法令上におきましても正式に奥多摩町庁舎建設整備事業が認められたこととなります。

本日ご審議の上、ご決定いただいた後には、税務署との協議を経て、土地売買契約、登記並びに支払い手続へ進ませていただく予定となっております。

次のページをご覧ください。位置図でございます。薄い黄色のエリアが奥多摩工業から取得する用地であり、水色のエリアが小峰宏樹氏から取得する用地となります。また、新庁舎の建設用地は、黒の太枠で囲んだエリアとなりますが、この中には白いエリアに緑色の文字で記載してございます町有地が含まれており、その面積は、位置図の右下にも記載してございますが、337.86㎡となります。

今回取得する買収面積は5,458.88㎡ですが、新庁舎建設に必要とされる面積は、町有地を合わせた5,796.74㎡になります。

次に、新庁舎建設に関する現在までの進捗状況について概要をご報告させていただきます。

新庁舎の建設基本実施設計業務につきましては、本年9月1日付で、シェルター、大建設設計共同企業体と契約を締結し、以後基本計画等に基づき、現在も基本設計の内容について検討を続けております。

この間、構造形式の違いによる比較検討やコスト比較、木材の活用方針についての検討、現庁舎における事務室、会議室及び収納状況などについてのオフィスレイアウト調査や職員へのアンケート調査の実施、新庁舎における主要諸室規模や諸室の関係性の検討、新庁舎へのアクセス通路の整備検討、敷地形状を考慮した建物形態、仮称・みんなの広場や駐車場などの配置、規模についての検討、防災拠点としての設備内容の検討など、現在進行形で行っており、今後も様々な条件整理を行いながら、引き続き協議検討を進めていく状況でございます。

このため現時点では、具体的に目に見える形で皆様にお伝えできる状況にはございませ

んが、年明けの1月には若手職員等で構成いたします新庁舎における職場環境検討委員会を開催し、第1段階となる設計図面などへの意見を聴取するとともに、以後、議員皆様や住民皆様をはじめ、様々なステークホルダーの方々にもご覧いただき、ご意見を伺う機会を設けてまいりますので、ご理解、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上議案及び進捗状況につきましてご説明申し上げます。ご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（小峰 陽一君） これより只今上程の議案第61号の質疑を行います。

質疑はありますか。原島議員。

○10番（原島 幸次君） 10番、原島でございます。

ちょっと2点ばかりお聞きしたいんですが、今回購入する場所は1,651坪、これが奥多摩工業の分です。坪単価が大体5万3,000円ぐらいということなんですが、土地鑑定評価額というのは不動産鑑定士の出した鑑定評価でございますね。その辺を1点お聞きしたいのと、それから、200の12番という奥多摩工業が持っているんですが、その横は小峰さんから3筆購入する形になっているんですが、200番地の12、これの奥多摩工業さんが持っているこの分は購入できなかったのかどうか。その2点についてお聞きしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（小峰 陽一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 10番、原島議員さんからのご質問にお答え申し上げます。

2点ございました。1点目が今回の買収に関する部分、坪単価ということでおっしゃっていただきましたが、土地鑑定評価額ということで、こちらの金額の根拠というところでございます。これにつきましては、不動産鑑定士をお願いしまして、正式に業務委託を行った上での鑑定士による評価額ということでございます。

それから、2点目の土地の関係で、確認なんですけれども、200番地の12ということでよろしいでしょうか。縦長になっている。

○10番（原島 幸次君） そうです。小峰さんすぐ横の青く塗ってある横の何も塗っていない分です。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） すみません、ちょっと画面上、非常に見にくくて申し訳ありません。いわゆる白くなっているところだと思うんですけども、ここについては町有地ということで、すみません、先程説明は申し上げたところですが、図面と見にくいところがございまして、申し訳ないですけど、ここは町有地ですので、ここも庁舎建設用地

としては使いますけれども、既に町のものでありますので、今回の買収ではないというところでございます。ご理解のほうよろしくお願いいたします。

○議長（小峰 陽一君） 原島議員。

○10 番（原島 幸次君） 追加なんです、町有地が両方ありますが、町有地と町有地の間に奥多摩工業さんの分が 200 の 12 番、長細くありますよね。これは購入されないと使い勝手が悪いのかなと思ひまして、すみませんが、よろしく申し上げます。

○議長（小峰 陽一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 10 番、原島議員さんの再質問でございます。

町有地 2 筆でございます。こちら合わせて 337.86 m<sup>2</sup>ということでお伝えをさせていただきましたところですが、この間に細長い黄色い土地がございます。200 の 12 というところですが、こちらは別紙のほうの（1）の表のほうも同じように黄色い表にしておりますけれども、これの②のところで大氷川 200 番 12 ということで、10.84 m<sup>2</sup>をこちらも同様に購入させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小峰 陽一君） ほかに。宮野議員。

○8 番（宮野 亨君） 8 番、宮野でございます。

この地図でいきますと、ここから見えるその道路も、こういうふうな形で、こんな形で、町の買収の土地になるということでよろしいですか。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 企画財政課長。

○議長（小峰 陽一君） 8 番、宮野議員さんからの質問にお答えいたします。

買収のエリアという話になります。今、議場の横から見える範囲で指し示していただきましたけれども、現状、奥多摩工業のダンプ等車両の出入口になっております。この部分も含めて買収をして、実際には利用としては共用という形になってまいりますけれども、そこにつきましては、図面上はこういう角が角張ったような形なんですけれども、その辺、安全性第一ということで様々なサイン、或いは区切り等をつけながら、それも今まさに設計作業の中で検討しているところでございますけれども、アクセス路として使わせていただくということでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（小峰 陽一君） 宮野議員。

○8 番（宮野 亨君） 8 番、宮野です。

答弁ありがとうございます。すごく今後、交通量が多くなる、安全のほうに配慮していただくような形を取っていただいて、譲り合いの道とかネーミングを先にくっつけちゃいますんで、よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（小峰 陽一君） ほかに質疑ありませんか。高橋議員。

○9番（高橋 邦男君） 9番、高橋です。

1点は、今と同じ質問だったんですけど、心配なのはやはり交通安全、安全面だと思うんですね。今、ダンプが通っていますけど、大型ダンプの通る、あと庁舎へ入る、利用される車も通るということで、人が歩いて通るということはちょっとわかんないんですけど、その辺も多分含まれて、町のほうは今後検討を進めると思うんですが、今の段階で分かっていることがあれば、ちょっと教えてほしいなと思います。

それともう一点は、土地取得とはちょっと離れちゃうかもしれないですけど、先程課長のほうの説明で後半に基礎設計を今、検討中ということで、年明けからは、いろんな部分の設計を含めた検討が進まれるということなんですけども、議会としてはやっぱり議場について、やっぱりいろいろまだ検討もそんなには進んでない段階なんで、町のほうが全部仕切っちゃうとちょっとあれなんで、その辺の情報ですかね、我々が検討できる余地を残しておいてほしいなということと、いつ頃、我々がそういう具体的な検討に入れるのか、ちょっとその辺を伺いたいと思います。

以上2点です。

○議長（小峰 陽一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 9番、高橋議員さんからのご質問、こちらも2点でございますけれども、お答え申し上げます。

1点目、交通安全の面ということでございます。8番、宮野議員さんの質問にもございましたとおり、現在、奥多摩工業の車両が通っている通路をアクセス通路としても共用で使わせていただくという方向で今検討させていただいているところです。

実際の形等については、まさに今、検討している最中でございますけれども、一方で、この部分については車両のみという考え方でおりますので、歩行者はまた別ルートという形で今、考えているところでございます。それが1点でございます。

それから、2点目でございます。私からの説明の中でも申し上げておりますけれども、年明けに入りまして、まずは役場の中の職場の環境関係の検討委員会というところでは内部的な部分で、役場の中の職員にも見てもらって、その後に議員皆様はじめ住民の方々にも、そういったいわゆるたたき台といったところですけども、そちらをご覧いただいております。ご意見をいただくということで考えているところでございます。

ご質問の中で議場の部分というお話がありました。当然、まだ全然、形というか決まっていなかったところではございますけれども、去年の庁舎建設委員会、また、それをもとにし

た基本計画等を含めて、やはり限られた敷地、或いは建物面積の中で、建設コストのことも含めて、いかに効率よく使えるかということも1つのテーマとして議題に上っております。

その中でも、ご意見の中には、議場の使い方として、他の自治体でも大分増えてきているところでございますけれども、議場の部分を一定の部分で別の利用目的にも使わせていただくというような検討もするようお願いもいただいておりますので、そういうことも含めて、議場の部分のみならずですけれども、全体を通じて効率的に、またコストがなるべくかからないような形、皆さんが便利に使えるような形、もちろん議場としての機能は保持したままということになりますけれども、その辺、今お話もいただきましたので、更に検討してまいりたいと思います。

また、町で全部仕切ってしまうないように、余地を残してくれというお話もいただいております。当然、先程申し上げましたように第1段階としての案をまず見ていただいて、そこで意見をいただいて、当然、改善の余地も出ると思いますので、それをまたいただいた後に、設計図面を変更したりとか、よりよい形に持っていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

また、皆様にお示しする時期ですけれども、1月の中旬以降に、役場内の先程の検討委員会を行う予定で今進めておりますので、議員皆様方にはちょっとまだ確定的ではないんですけど、2月に入って説明会というような形で進めさせていただければというふうに思っています。また、その節にはご足労をおかけいたしますけれども、ご理解とご協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（小峰 陽一君） ほかに質疑ありますか。澤本議員。

○6番（澤本 幹男君） 6番、澤本です。

説明のほうありがとうございました。

それで庁舎建設に関しては、今年の2月21日に説明会をやらせていただきまして、それ以降、その前の庁舎建設委員の私と大澤さんが出ましたけど、終わった後、それはそれ以降に議員に対して定期的でもないけど説明会をするというふうなお話だったと思うんですけど、ここでいきなり土地収用ということで、大きい案件が出たんで、できればその前でも、いろんな議会に対して報告なりをいただきたいなと思っていたところでございます。

確かにいろいろ大きな流れで忙しかったり、いろんな所用があったかもしれませんが、当初、建設委員会が終わった後に議会に対しましては、定期的でもないけど、報告をするということだったように思いましたんで、ちょっと意見を述べさせていただきました。

以上です。

○議長（小峰 陽一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 6番、澤本議員さんからのご質問にお答え申し上げます。

本日、財産（土地）の取得ということで提案をさせていただきましたが、その前段として、2月の説明会以降、正式な形ということでは、確かに説明会という形で開くことができないという状況で大変申し訳ございませんでした。ただ、今回の部分に付随するという形で、8月の9日に土地収用法の規定に基づく事業認定申請に向けた説明会の資料という部分で、8月9日にオープンハウス形式で役場地下1階会議室で、この説明会、実際には会議室の中に資料を置かせていただいたり、掲示板に貼ったりということで確認をしていただくということで開催をしております。

また、この前段の7月の25日には議会議員の皆様宛てにタブレットの通知機能を使わせていただいて情報提供ということで、この説明会の部分についてお知らせをしていただいております。

8月9日の説明会の際にはちょっと少なかったんですけど、5名の方おいでいただきました。高橋議員、相田議員、それから大澤議員といった議員の皆様にもお越しいただいて確認はしていただいているところでございますけれども、いずれにいたしましても今後、目に見えるような形で様々なものがだんだん集約されてくるかというふうに思っていますので、今、澤本議員からもございました部分、十分気をつけて情報提供、また、ご意見の聴取等について努めてまいりますので、ご理解のほうよろしくお願いいたします。

○議長（小峰 陽一君） ほかに質疑ありますか。相田議員。

○4番（相田恵美子君） 4番、相田です。

先程のご説明の中で、町民にも意見を伺うというふうにおっしゃっていましたが、どういう形で町民からの声を吸い取るのか。今決まっている段階で、ちょっと教えていただければと思います。

○議長（小峰 陽一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 4番、相田議員さんからの質問にお答え申し上げます。

今後、町民にも意見を伺うという部分の具体的な方策についてということでご質問いただきました。現状まだ確定という状況ではございません。日程もまだ詰めてないという状況です。1つには、ある場所で説明会を開くということもありますし、ただ、全員が来られるということにはちょっと物理的に不可能という部分で申し上げますと、過去に庁舎建設

の状況について全戸配布ということで、概要版の資料配布というのも自治会の回覧を通じてさせていただいたこともございます。それらを踏まえすと、説明会の部分と、そういった自治会を通じての資料の配布といったところの併用した形というのが考えられるかなというところがございますけど、この辺につきましてもこれから実際のところは詰めさせていただくということで、ご理解のほうよろしく願いいたします。

○議長（小峰 陽一君） ほかに質疑ありますか。伊藤議員。

○2番（伊藤 英人君） 2番、伊藤です。

土地の収用ともまた関係がどこまであるかというのがありますけど、庁舎建設に関しては各方面議員としてご迷惑をおかけした部分もあったかと思えます。心よりおわび申し上げます。失礼いたしました。

町長の挨拶の中で、11月にJR八王子支社さんと面会があったということでした。JRさんとのアクセス路の協議内容などとかお話しできる部分があれば、現状を教えていただきたいなということと、2つ目として、やはり氷川小学校についての今後の方向性についても何かあるのであれば教えていただきたいなと思えますが、いかがでしょうか。

○議長（小峰 陽一君） 2番目の質問は、本件と余り関係ないので却下します。

○2番（伊藤 英人君） 分かりました。2番目の質問のほうは氷川小学校というのが、これも大きなステークホルダーになると思います。この部分が氷川小学校としてどう捉えているのかということと奥多摩町としてどう捉えているのかという部分が気になっていたもので、そのようにお話をいたしました。可能ではない、不可能であるということであれば、ご回答はこの部分は不要です。

○議長（小峰 陽一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 2番、伊藤議員さんからのご質問にお答えいたします。

JRとの町長が社長と面会して協議したところの話せるところの内容ということでございます。こちらにつきましては、現在も協議が継続中ということでございますので、大変申し訳ございませんが、今後にいろいろ関係してくる部分もあります。私の発言によって内容がひとり歩きして、また様々な方面の方にご迷惑かけることもあろうかと思えますので、この部分については、現状はお答えを控えさせていただくということでご理解をよろしく願いいたします。

○2番（伊藤 英人君） 結構です。ありがとうございます。

○議長（小峰 陽一君） ほかに質疑ありますか。澤本議員。

○6番（澤本 幹男君） 6番、澤本です。

細かい話で、今回、土地の収用ということなんですけど、この土地の例えば小峰さんのところの家は、宅地は残っているんですか。今回土地ですけど、結局家があるなら残るわけですよね。それはどうするのかなと思ったもんですから。すみません。よろしくお願いします。

○議長（小峰 陽一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 6 番、澤本議員さんからのご質問にお答えいたします。

小峰宏樹さんの所有物件のところのお話ということかと思えます。土地については今回、買収させていただくということが 1 点と、それから、当初予算のほうで計上予算措置させていただいておりますけれども、いわゆる建物が今あるというところです。こちらにつきましては、物件の補償ということで、要は壊すんですけれども、それに対して、補償費をお支払いするというので、小峰さんのほうには、その金額を今後、この土地収用に合わせて進めさせていただいて、建物自体は、またちょっと来年度以降になるかと思うんですけれども、改めて解体工事ということで、本工事が始まる前に一定の更地にするような考えでおります。よろしくお願いいたします。

○議長（小峰 陽一君） ほかに質疑ありますか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 61 号の質疑を終結します。

次に、只今上程の議案第 61 号について討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） 異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 8 議案第 61 号について原案に賛成の議員は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（小峰 陽一君） 起立多数であります。よって、議案第 61 号については、原案のとおり可決されました。

お諮りします。会議の途中であります。ここで暫時休憩にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） ご異議なしと認めます。よって、午前 11 時 20 分から再開します。

午前 11 時 04 分休憩

午前 11 時 20 分再開

○議長（小峰 陽一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、日程第 9 議案第 62 号 奥多摩町監査委員の選任の同意を求めることについて議題とします。

ここで審議の対象となる 9 番、高橋邦男議員には、審議が終了するまで退席を求めます。

これより提案理由の説明を求めます。総務課長。

〔総務課長 天野 成浩君 登壇〕

○総務課長（天野 成浩君） タブレット議案第 62 号をご覧ください。議案第 62 号 奥多摩町監査委員の選任の同意を求めることにつきまして提案のご説明を申し上げます。

下記の者を監査委員に選任したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 196 条第 1 項の規定により、議会のご同意を求めるものでございます。

住所、東京都西多摩郡奥多摩町棚沢 115 番地、氏名、高橋邦男、生年月日、昭和 27 年 5 月 17 日生まれでございます。

提案の理由でございますが、議員のうちから選任した監査委員、澤本幹男氏は、令和 5 年 11 月 30 日をもって任期が満了となりましたので、その後任として高橋邦男氏を選任しようとするものでございます。

高橋邦男氏の学歴、職歴、公職歴等につきましては、次の 2 ページから 4 ページまでの略歴書のとおりでございます。

高橋邦男氏は、人格が高潔であると同時に、非常に幅広い識見をお持ちの方で、当町の財務管理をはじめ、事業の経営管理や行政運営について適切なお指導とご助言をいただく監査委員として適任でございますので、議会のご同意をお願いするものでございます。

ご審議をいただき、ご同意を賜りますようお願い申し上げまして、提案の説明といたします。

○議長（小峰 陽一君） これより只今上程の議案第 62 号の質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 62 号の質疑を終結します。

次に、只今上程の議案第 62 号について討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小峰 陽一君) 異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第9 議案第62号について原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(小峰 陽一君) 起立多数であります。よって、議案第62号については、原案のとおり同意されました。

ここで除斥となっております高橋邦男議員は、除斥の対象から解除されましたので、着席を求めます。

次に、日程第10 陳情の受付についてを議題にします。

陳情文書を事務局長に朗読させます。事務局長。

○議会事務局長(新島 和貴君) それでは、朗読します。

議請願第4号 令和5年12月19日、奥多摩町議会議員殿。奥多摩町議会議長小峰陽一。請願書・陳情書の受付について。

議会に提出された陳情1件について下記のとおり受け付けたので報告する。

奥多摩町議会第4回定例会。

請願・陳情文書表。

番号、陳情第7号、受付年月日令和5年11月10日、件名、「ガソリン価格の高騰対策として、トリガー条項の発動とガソリン税・軽油取引税の消費税課税停止・見直しを求める意見書」を政府に送付することを求める陳情書。

陳情人の氏名、東京都東大和市立野1-26-13、首都圏建設産業ユニオン多摩中央支部執行委員長、荻野光夫外2名。

以上でございます。

○議長(小峰 陽一君) 以上で、朗読は終わりました。

お諮りします。只今議題となっております陳情第7号については、会議規則第37条の規定により、所管の常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小峰 陽一君) 異議なしと認めます。よって、陳情第7号については、所管の総務文教常任委員会に審査を付託することに決定しました。今会期中に審査を終了するようお願いをいたします。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

なお、本会議 2 日目は、明日 12 月 20 日午前 10 時より開議しますので、ご承知おきください。

本日は、これにて散会します。大変ご苦労さまでした。

午前 11 時 28 分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

奥多摩町議会議長

奥多摩町議会議員

奥多摩町議会議員